政策分析レポート

高市首相の所信表明演説で、知財・無形資産への投資はどこまで具体化したか

成長投資の進展度・演説の追加的意義・企業知財業務への示唆

分析基準日：2026 年 10 月 5 日　｜　本文内番号引用・参考文献付

GPT-6 Astra

結論：実行の枠組みは相当進んだが、資金の確保・配分はなお途上

ユーザーから提示された演説全文[1]と、演説以前の政策資料を踏まえると、成長投資は、重要性を訴える段階から、複数年度の計画と予算要求を組み立てる段階へ相当進んだと評価できる。投資枠の基本設計は 7 月 30 日の概算要求方針に既に示され、9 月 4 日には概算要求のとりまとめも公表されていた。[2][3]

知財・無形資産についても、企業の投資判断と経営資源配分に組み込む制度上の枠組みは具体化している。改訂コーポレートガバナンス・コードは 7 月 21 日に施行され、知財・無形資産への投資・活用を促すガイダンスも 8 月 3 日に公表されている。[4][5][6]

> **今回の演説による上積みは、予算や支援条件の新規決定そのものよりも、既に進んでいた政策の具体化を、首相が国会で再確認し、年内の実行計画策定に政治的な責任を負ったことにある。**

したがって、「具体化は進んだ。ただし、演説によって初めて具体化したわけではなく、企業の投資増加が確定したわけでもない」というのが本稿の結論である。政策の具体化と、投資の実行・成果は分けて評価する必要がある。

資料の扱い：演説の内容分析は、ユーザー提示の全文[1]を用いた。段階評価と将来見通しは本稿の分析上の判断である。第 4 章の個別予算額は、前回分析の引用先 PDF を本書作成時に再取得できなかったため、原資料との再照合未了として注記し、確認済み事実とは区別した。

1. 具体化の進展度を段階評価すると

評価基準を、①理念・問題提起、②重点分野・基本方針、③制度設計・予算要求、④制度施行・予算成立等による実行可能化、⑤投資実行・成果検証、の 5 段階とする。これは本稿独自の尺度であり、政府の公式評価でも、予算執行率でもない。

評価対象	10 月 5 日時点の評価	判断の意味

評価対象	10 月 5 日時点の評価	判断の意味
今回の成長投資パッケージ全体	**第 3 段階** 制度設計・予算要求	複数年度の枠組みは具体化。ただし、実行計画や予算編成で詰める部分が残る。[1][2][3]
IP ランドスケープ・国際標準等の新規・拡充施策	**第 3 段階（暫定）** 個別予算は再照合未了	前回分析では施策名・要求額を確認したと整理。原資料を再取得できず、第 4 章は参考情報扱いとする。[7][8]
企業の知財・無形資産投資を促すガバナンス	**第 4 段階** 制度上の枠組みは施行済み	改訂コードは 7 月 21 日施行。ただし、企業の行動変化は別途検証が必要。[4][5]
今回の政策による民間の無形資産投資増加	**現時点では判定できない**	政策発表から追加投資、収益・生産性向上までの因果関係は、本稿では確認できていない。

「政策の具体化」と「投資の実現」を分ければ、前者はかなり進み、後者はこれから、という位置づけである。

本稿の「無形資産投資」は、研究開発、ソフトウェア、データ、人材、ブランド、組織能力等への投資を含む経営上の概念として用いる。貸借対照表に資産計上されるものだけを意味するわけではない。

2. 演説本文のどこに「具体化の前進」があるか

2-1. 金額の大きさより、「実行計画に書く内容」を約束したこと

演説で具体化の観点から最も重要なのは、「日本成長戦略実行計画」に盛り込む事項である。演説は重点産業を列挙するだけでなく、今後 5 年間を視野に、達成目標、内容と時期、国の支援、必要予算、官民の役割、期待する成果、投資・販売・技術開発戦略に基づく「勝ち筋」を明らかにするとしている。[1]

> **「何に投資したいか」から、「誰が、いつまでに、いくらを使い、どのように成果につなげるか」へ政策を進める約束である。**

知財・無形資産にとって重要なのは、販売戦略と技術開発戦略が併記されている点である。技術開発の支援だけで終わらず、その技術が競争優位や事業収益につながる説明が求められるなら、特許、ノウハウ、標準、データ利用権、ブランド、事業提携等を含めた戦略が必要になる。

ただし、これは演説の論理から導かれる実務上の含意である。演説が、これらすべてを補助対象や採択要件として決定したわけではない。

2-2. 複数年度の支援は無形資産投資と整合的だが、資金保証ではない

研究開発、人材育成、データ整備、標準化活動などを組み合わせた事業では、支出と成果が同じ年度に収まるとは限らない。そのため、複数年度の計画を基本とする考え方は、無形資産投資を後押しする方向に働くと推測できる。

一方、7 月 30 日の概算要求方針は、要求上限を設けないこと、複数年度の計画を基本とすること、予算編成過程で精査することを併記している。特別会計による別枠管理も、予算編成過程で検討する事項として示されている。[2]

したがって、**「シーリングなし」は無制限の支出を意味せず、「5 年間の計画」は 5 年間の予算全額の確保を意味せず、「特別会計で別枠管理」は財源や事業採択の確定を意味しない。**

企業にとっては投資の予見可能性を改善する材料である。ただし、不可逆的な大型投資の判断には、実際の予算措置・支援契約・継続条件の確認がなお必要となる。

2-3. 「技術で勝って、ビジネスでも勝つ」は、知財部門の役割を広げる

演説は、研究開発から社会実装までを一体で進めること、技術による「自律性」と「不可欠性」を重視している。[1]

この方針を事業として成立させるには、「優れた技術を持つ」という説明だけでは不十分である。競争相手が追随しにくいのか、必要な他社技術を利用できるのか、顧客が採用する理由があるのか、自社が利益を確保できる契約・市場構造になっているのかを説明する必要がある。

本稿の推測では、知財部門には、権利取得の支援だけでなく、**「その投資が競争優位と収益に結び付く根拠」を示す役割**が、これまで以上に求められる。これは特許件数の増加を求める方向とは異なり、事業の成長に必要な権利、データ、ノウハウ、標準化、提携条件を選び、組み合わせる方向である。

3. 重要な具体策は、演説前に既に動いていた

3-1. 知財・無形資産を成長投資と捉える位置づけは、既に明確だった

ユーザー提示の演説本文には、**「知財」「知的財産」「無形資産」という言葉自体はない。**[1] この点だけを見ると優先順位が低いようにも見えるが、演説以前の政策説明と合わせると、その解釈は適切ではない。

8 月 4 日の知的財産戦略担当大臣会見では、7 月に閣議決定された「日本成長戦略」が、知財・無形資産への投資を成長投資そのものと位置づけ、その質・量を高めることを重視していると説明されている。[6]

つまり、知財・無形資産を成長戦略の中に位置づける作業は、今回の演説で初めて始まったのではない。今回の演説は、その上位にある成長投資全体の実行方針を国会で示したもの、と読むのが妥当である。

3-2. 企業の投資判断を変える仕組みは、予算より先に施行段階にある

7 月 21 日施行の改訂コーポレートガバナンス・コードでは、原則 4-1 において、取締役会が成長投資や経営資源配分について具体的な実行内容を説明することを求めている。対象には設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産への投資が含まれ、解釈指針でも、無形資産の創出・取得・強化・保護・収益化への戦略的な取組が示されている。[4][5]

知財実務の観点では、政府の補助金を受ける企業だけでなく、対象となる上場企業の経営判断に知財・無形資産投資を位置づける経路ができていることが重要である。

もっとも、一定額の投資を企業に一律に義務づけるものでも、投資成果を保証するものでもない。制度が存在することと、取締役会で実質的な経営資源配分が変わることは分けて評価する必要がある。

8 月 3 日には「価値創造を加速する知財・無形資産投資・活用のガイダンス」が公表された。一方、より具体的な原則・行動を示す「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の改訂については、8 月 4 日時点の政府説明では年度内の予定である。既に完成した施策と、今後具体化する施策を混同してはならない。[6]

3-3. 投資枠の設計も、実行計画の検討も、演説に先行していた

投資枠の基本的な設計は 7 月 30 日の概算要求方針で示され、9 月 4 日の財務大臣会見では、各省庁の概算要求を取りまとめたこと、従来の短期間の経済対策策定に代えて予算編成過程で議論を深める方向が説明されている。[2][3]

さらに、10 月 1 日の第 8 回日本成長戦略会議では、既に「日本成長戦略実行計画」の策定等が議論されていた。[9]

この経緯からすると、今回の演説を「新しい制度を一から生み出した転換点」と評価するのは過大である。**「政府内で進んでいた具体化を、国会での約束に引き上げた節目」**という評価がより適切であろう。

4. 知財・無形資産関連の予算要求：前回掲載値と確認上の留意点

重要な確認注記：以下は、前回の分析に掲載した個別施策名・要求額を残した参考表である。引用先の内閣府 PDF[7][8]は本書作成時に再取得できず、施策名、金額、単位、要求対象の範囲を再照合できていない。確認済みの数値としての転用は避け、原資料を確認してから利用する必要がある。また、記載値は成立予算・支出実績ではない。

前回分析に掲載した項目	前回掲載の要求額（再照合未了）	前回分析での位置づけ
IP ランドスケープ推進に係る調査等経費	5.4 億円	知財情報を使った戦略分析の予算要求
国際標準活用の基盤整備・体制強化	2.58 億円	標準化を支える体制への投資
イノベーション創出を促進する国際標準の戦略的活用	30 億円	国際標準を成長戦略の実施手段として支援
コンテンツ戦略の推進に係る調査等経費	1 億円	コンテンツ分野の政策設計を支える調査
AX 実現に向けたバーティカル AI の導入・開発利用促進	約 1,008.6 億円	分野別 AI の開発・利用に向けた大型の要求

前回分析の引用先は、内閣府「令和 9 年度予算概算要求の概要」及び「『強く豊かな日本』投資枠」一覧であり、前回は原資料の千円単位を億円へ換算したと整理していた。[7][8] 本稿の総括は、上表の個別金額を定量的な根拠として用いていない。

4-1. 特に重要なのは、IP ランドスケープの使い方

前回分析では、IP ランドスケープを、17 の戦略分野について市場・技術・標準化等の情報と知財情報を組み合わせ、競争環境や強み・弱みを把握し、政策判断に活用するものと整理した。[7] この説明は原資料との再照合を要する。

その設計が確認されるなら、知財政策が「権利取得を支援する政策」にとどまらず、**「国としてどこに投資するかを判断する政策」に入り込んでいること**を示す、重要な具体化と評価できる。

ただし、政府の戦略分析に用いる経費と、各企業への直接支援は異なる。仮に上表の金額が確認されても、それがそのまま企業への特許出願補助金になるわけではない。

同様に、AI 関連要求額を全額「無形資産投資」と数えることもできない。AI の開発・利用にはさまざまな支出が含まれ得る。また、国際標準への支援が、そのまま日本企業の特許実施料収入につながるとも限らない。

要求額の存在は政策具体化の証拠になり得るが、企業への資金配分額や、企業が獲得する利益の証拠ではない。

5. 今後、どのような具体化が進む可能性が高いか

以下は、確認できた政策の方向を踏まえた本稿の推測であり、今後の制度・予算の決定内容を示すものではない。

5-1. 「知財だけの巨大予算」ではなく、成長投資への組込み

最も可能性が高いと考えるのは、知財・無形資産だけを独立した一つの巨大な支援制度にする形ではない。**重点分野への投資支援に、知財・標準・データ・人材・事業化の戦略を組み込み、それを企業のガバナンス改革と並行して進める形**である。

根拠は、政府の複数年度の投資枠と、企業の経営資源配分を扱う改訂コード、知財・無形資産経営を促す政府の方針が、既に並行して示されていることである。[2][5][6] この場合、企業が問われるのは「知財にいくら使うか」だけでなく、「その知財・無形資産が対象事業の成長にどう必要なのか」となる。

5-2. 重点分野との関係と成果の説明が明確な投資が進みやすい

例えば、AI を製造業に実装する案件なら、機器購入だけでなく、現場データの整備、学習・評価用データの利用権確保、業務ソフトウェアの開発、技術者育成、ノウハウの蓄積・保護などを、一つの事業計画として説明する動きが強まると予測する。

一方、一般的なブランド構築費、組織改革費、幅広い人材投資等について、今回の演説だけを根拠に、直ちに包括的な補助や税優遇が拡大すると予測するのは難しい。

重点分野の事業化に不可欠な無形資産投資は進みやすいが、企業の無形資産投資全般が一律に支援されるとまでは読めない、という見立てである。

5-3. 投資額よりも、投資判断の質が先に変わる可能性がある

政策の初期効果は、必ずしも知財予算の総額増加として現れるとは限らない。維持価値の乏しい特許を整理し、その資金を重要市場での権利化、営業秘密管理、FTO、標準化、データ整備、他社技術の導入へ振り向けることも、投資の質の改善である。総額が同じでも、事業成果への寄与は変わり得る。

比較的早く現れ得るのは、**「知財部門の予算を何%増やすか」から、「どの事業のために、どの無形資産を創り、取得し、守り、活用するか」への議論の変化**だと推測する。逆に、開示の文章だけが増え、経営資源配分が変わらない場合、政策の実効性は限定的となる。

6. 具体化が進んでも、残る重要な問題

6-1. 「国内で投資された」と「日本側に価値が蓄積した」は違う

国内に工場や研究拠点ができても、主要な知財、設計情報、データ利用権、顧客接点、利益を獲得する権利がどこに帰属するかによって、長期的な効果は異なる。これは個別の進出企業への評価ではなく、政策設計上の論点である。

設備の所在地だけでなく、研究開発能力、改良技術、ノウハウ、データ、事業化能力が国内で継続的に蓄積されるかを確認しなければ、知財・無形資産への投資が進んだとは十分に評価できない。

同時に、すべてを国内所有にすることだけが正解でもない。国際連携によって必要な技術にアクセスできることや、継続利用・改良・事業展開が可能な契約を確保することも重要である。

6-2. 費用対効果の検証が、短期成果への偏重にならないか

演説は、効果の乏しい事業を漫然と続けない方針を示している。[1] この姿勢は必要であるが、無形資産投資では、評価方法を誤ると逆効果になる可能性がある。

長期の研究開発や人材育成に対して、短期間の売上だけを求めれば、将来の競争力につながる投資が削られかねない。必要なのは、**初期段階では技術・顧客・権利・人材の到達点を評価し、事業化段階では売上・利益・生産性等を評価する、段階に応じた検証**である。

6-3. 予算要求の増加と、投資の純増は区別が必要

今後の評価では、既存事業を新しい投資枠へ移しただけなのか、新たな支出が増えたのか、その支出によって民間の追加投資が生まれたのかを分ける必要がある。

補助金がなくても予定されていた投資を支援した場合、支出額ほどの追加効果は得られない可能性がある。企業側でも、知財の取得や M&A による移転と、新しい知識・能力の創出を区別した方が、政策効果を正確に把握できる。

このため、現段階で、**「演説により無形資産投資が何兆円増える」「何%増加する」と数量推計できるだけの根拠は、本稿では確認できていない。**

7. 何が示されれば「本格的に具体化した」と評価できるか

年末の実行計画、2027 年度予算の政府案、その後の成立予算・公募要領等について、次の観点を確認する。これは今後の政策に対する本稿の評価基準であり、現時点で決定済みの制度要件ではない。

確認項目	「具体化が進んだ」と評価できる内容
無形資産の明示	各重点事業について、研究開発、データ、ソフトウェア、人材、知財・標準等の役割が具体的に書かれている。
予算と期間	年度別の金額、継続条件、官民の負担、既存事業からの振替と新規増額が区別されている。
支援対象経費	機械・設備だけでなく、必要な無形資産の形成・取得・活用費用をどこまで対象とするかが明確である。
権利・利用条件	成果知財、既存知財、データ、改良技術等について、帰属だけでなく利用・事業化の条件が整理されている。
成果指標	特許件数や投資額だけでなく、顧客採用、収益、生産性、技術利用能力等との関係が示されている。
検証と見直し	実施主体、評価時期、追加投資・修正・終了の基準があり、長期投資に適した評価方法になっている。

演説にある「国内投資マップ」[1]も、所在地・設備規模・雇用人数だけでなく、各地域に蓄積される技術、人材、データ、ブランド等まで示すものになれば、知財・無形資産投資の具体化を確認する有力な材料となるであろう。

8. 企業の知財部門への実務的な示唆

企業としては、演説を「知財予算が自動的に増える追い風」と受け止めるより、**知財・無形資産への投資を、事業の投資計画として提案し直す機会**と捉える方が有効である。

例えば、製造業の AI 活用案件について、「特許出願費と調査費を増やす」という提案だけでは、今回の政策の方向と十分につながらない。

「どの市場・顧客課題を狙うのか」「自社の技術・データ・ノウハウのどこに優位性があるのか」「何が不足し、内製・取得・提携のどれで補うのか」「権利と利用条件をどう確保するのか」「いつ、どの指標で投資継続を判断するのか」まで、一つの投資案件として示すことが重要となる。

> **IP ランドスケープは、投資先を選ぶための分析。**
> **知財戦略は、投資から生まれる価値を守り、事業として獲得するための設計。**
> **ガバナンスは、その判断と検証を継続させる仕組み。**

今回の政策の流れは、この三つを結び付ける機会を広げている、と本稿では評価する。

総括

> **成長戦略への投資は、制度設計・予算要求の段階まで具体化している。知財・無形資産についても、成長投資としての位置づけと企業ガバナンスの枠組みは明確になった。今回の演説は、その流れを首相の国会での約束として後押しした点で意味がある。ただし、演説そのものによって予算が確保され、企業への配分や投資成果まで決まったわけではない。**

知財・無形資産への投資に限れば、戦略上の位置づけと企業ガバナンスは進んだ一方、個別の支援対象経費、権利・利用条件、企業の追加投資、成果の検証にはなお確認を要する。個別予算要求についても、第 4 章の金額は原資料との再照合を終えるまで暫定情報として扱う必要がある。

したがって、現状は、**「実行に向けた土台は相当整ったが、知財・無形資産に実際に資金が回り、価値が蓄積されることを確認する段階には、まだ達していない」**と判断する。今回の演説の真価は、年末の実行計画が、こうした条件をどこまで具体的に示すかで決まる。

参考文献・出典

本文中の番号は以下の出典に対応する。ウェブ資料の確認日は 2026 年 10 月 5 日。資料本文を再取得できなかった項目は、その旨を個別に記載した。分析上の判断・推測は、引用先が直接述べた結論とは区別している。

[1] 首相官邸／高市内閣総理大臣

『第 222 回国会における高市内閣総理大臣所信表明演説』。2026 年 10 月 5 日。

https://www.kantei.go.jp/jp/105/statement/2026/1005shoshinhyomei.html

主な参照箇所：第 2 章「強い経済」の実現。本文分析には、本会話でユーザーが提示した演説全文を使用した。官邸ページの名称・日付は検索結果で確認したが、本書作成時に取得できたページ情報にはテキスト掲載準備中の表示があり、官邸掲載本文との完全一致照合は行っていない。

[2] 政府（閣議了解）／財務省

『令和 9 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について』。2026 年 7 月 30 日、全 1 頁。

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2027/sy260730a.pdf

主な参照箇所：冒頭及び「1. 要求・要望」。投資枠、要求上限、複数年度計画、特別会計での別枠管理、予算編成過程での精査に関する記載。本文及びページ画像を確認。

[3] 財務省

『片山財務大臣兼内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要（令和 8 年 9 月 4 日（金曜日））』。2026 年 9 月 4 日。

https://www.mof.go.jp/public_relations/conference/my20260904.html

主な参照箇所：冒頭発言。概算要求のとりまとめ、補正予算依存からの脱却、恒常的施策の当初予算措置、予算編成過程を通じた議論。公式サイトの検索結果に表示された冒頭発言を確認。

[4] 株式会社東京証券取引所（日本取引所グループ）

『コーポレートガバナンス・コード（2026 年 7 月版）の公表について』。2026 年 7 月 21 日。

https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/1020/20260721-01.html

主な参照箇所：有価証券上場規程の一部改正及び 2026 年 7 月 21 日施行の案内。ページ本文を確認。

[5] 金融庁・株式会社東京証券取引所

『コーポレートガバナンス・コード（2026 年改訂版）』。2026 年 7 月 21 日公表、全 27 頁。

https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721/01.pdf

主な参照箇所：紙面 17 頁（PDF18 頁目）、原則 4-1 及び解釈指針。成長投資、経営資源配分、知的財産等の無形資産の創出・取得・強化・保護・収益化。本文を確認。

[6] 内閣府

『小野田内閣府特命担当大臣記者会見要旨 令和 8 年 8 月 4 日』。2026 年 8 月 4 日、11 時 13 分〜11 時 24 分。

https://www.cao.go.jp/minister/2602_k_onoda/kaiken/20260804.html

主な参照箇所：知的財産戦略担当大臣としての発言要旨及び知財関係の質疑。8 月 3 日公表のガイダンス、日本成長戦略における知財・無形資産投資の位置づけ、年度内のガイドライン改訂予定。ページ本文を確認。

[7] 内閣府

『令和 9 年度予算概算要求の概要』。前回分析で引用した資料。公表日の原資料確認は未了。

https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r09/gaiyou_r09.pdf

確認状況：本書作成時は原資料を再取得できず、本文・ページ番号・個別施策の説明を再照合できなかった。第 1 章の当該施策の段階評価及び第 4 章の説明は、この制約を付した暫定整理である。

[8] 内閣府

『「強く豊かな日本」投資枠（令和 9 年度概算要求関連一覧）』。前回分析で引用した資料。正式表題・公表日の原資料確認は未了。

https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r09/toshi.pdf

確認状況：本書作成時は原資料を再取得できず、個別施策名、金額、単位、対象範囲を再照合できなかった。第 4 章の数値は前回分析の掲載値を保存した参考情報であり、確認済みの予算要求額として扱わない。

[9] 首相官邸

『日本成長戦略会議（第 8 回）〔総理の一日〕』。2026 年 10 月 1 日。

https://www.kantei.go.jp/jp/105/actions/202610/01seichyou.html

主な参照箇所：第 8 回会議の開催及び「日本成長戦略実行計画」策定等の議論。公式サイトの検索結果で会議の開催日・回次・議題を確認。